

公益通報者保護に係る要件・効果

論点整理概要（案）

第1 公益通報者保護の効果（第6回にて検討）

1 禁止される行為について

（1）通報を理由とした不利益取扱いについて

ア 禁止対象とする不利益取扱いの範囲について

（ア） 解任その他の解雇以外の身分喪失処分

（イ） 継続的取引等の停止・解除

（ウ） その他の行為

イ 違反行為の効力について

ウ 不利益取扱禁止違反への制裁内容

（ア） 刑事罰について

（イ） 行政措置（命令・勧告・公表等）について

（2）通報に関する秘密保持について

ア 法定の要否及び対象者の範囲

イ 通報に関する秘密保持違反への制裁内容

（3）通報妨害・通報者の探索について

2 通報者へ与える保護の内容

（1）公益通報と不利益取扱いとの因果関係の推定等

（2）公益通報行為自体に関する各種責任の減免

3 通報に対するインセンティブ等

（1）通報者に対する通報結果の通知の義務化

（2）通報者が通報対象事実に関与していた場合の通報者の通報対象事実に関する各種責任の減免

（3）報償金制度

第2 公益通報者保護の要件（第7回にて検討予定）

1 「公益通報者」の範囲

- (1) 役員について
- (2) 取引事業者について
- (3) 退職者・退任者その他の者について

2 通報対象事実について

- (1) 通報内容による限定について

- (2) 切迫性の要件について

3 通報先について

- (1) 労務提供先等への通報について

- (2) 行政機関への通報について

- ア 通報対象事実の発生ないしその切迫性について信ずるに足りる相当の理由（以下「真実相当性」）の維持の適否
- イ 権限を有しない行政機関への誤った通報を保護の対象に含めることについて

- (3) 労務提供先等及び行政機関以外への通報について

- ア 通報対象事実についての真実相当性の維持の適否
- イ 法3条3号イ～ホの5要件の緩和の適否
- ウ 通報対象事実「発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」との限定について

- 4 主観要件（不正目的でないこと）について

第3 補遺（第7回にて検討予定）

- ・通報により不正が是正された場合の職場等へのフィードバックについて